

「輸出貿易管理令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の一部改正案に対する意見公募手続の結果について

令和6年9月3日
 経済産業省
 貿易管理課

「輸出貿易管理令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物」等の一部改正案に対する意見募集について、令和6年7月23日から同年8月21日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方		
1	<p>通達「化学物質の輸出承認について」の一部改正案における別紙第1「5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物」におけるCAS番号例示に関して</p> <p>・意見内容</p> <p>通達改正案別紙第1「5 輸出貿易管理令別表第2の35の3の項(6)に掲げる貨物」におけるCAS番号例示に関して「、(34)ペルフルオロオクタン酸(別名PFOA)若しくはペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。)又はこれらの塩」では、CAS 90480-55-0とCAS 90480-56-1が新たに追加されています。</p> <p>一方、令和5年12月15日に開催された化学物質審議会第233回審査部会の資料1では、同じ規制範囲のCAS番号例示として上記二つに加え、CAS 15166-06-0、CAS 1882109-81-0、CAS 1882109-80-9の三つのCAS番号が例示されておりました。また令和3年7</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「化学物質の輸出承認について」(平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号)別紙第1 5(34)中のCAS番号(例示)を追加し、(34)を以下のように規定することとします。</p>		
		化学物質の名称	CAS番号 (例示)	POPs 条約対象
		(34) ペルフルオロオクタン酸 (別名PFOA) <u>若しくは</u> <u>ペルフルオロアルカン酸</u> (<u>構造が分枝であって、炭素数が8のものに限る。</u>) <u>又はこれらの塩</u>	335-67-1 (PFOA) 3825-26-1 (PFOAのアンモニウム塩) 335-95-5 (PFOAのナトリウム塩) 2395-00-8 (PFOAのカリウム塩) <u>90480-55-0</u> <u>90480-56-1</u>	○

月 16 日に開催された化学物質審議会第 209 回審査部会の資料 1 には、さらにもう二つ CAS13058-06-5、CAS 1195164-59-0 が例示されておりました。

輸出事業者にとって、CAS 番号は該非判定の際の重要な情報です。CAS 90480-55-0 と CAS 90480-56-1 ですべての対象物質を網羅していることは承知しておりますが、CAS 番号については、できるだけ多くの番号を参考情報として例示していただける方が非常に助かります。

「(34) ペルフルオロオクタン酸 (別名 P F O A) 若しくはペルフルオロアルカン酸 (構造が分枝であって、炭素数が 8 のものに限る。) 又はこれらの塩」における CAS 番号の例示を拡大することを要望いたします。

【参考】

CAS 90480-55-0 分岐ペルフルオロオクタン酸

CAS 90480-56-1 分岐ペルフルオロオクタン酸アンモニウム塩

CAS 15166-06-0 2, 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 7, 7, 7-ドデカフルオロ-6-(トリフルオロメチル) ヘプタン酸

CAS 1882109-81-0 2, 2, 3, 4, 5, 5, 6, 6, 6-ノナフルオロ-3, 4-ビス(トリフルオロメチル)ヘキサン酸

CAS 1882109-80-9 2, 3, 3, 4, 4, 5, 6, 6, 6-ノナフルオロ-2, 5-ビス(トリフルオロメチル)ヘキサン酸

CAS13058-06-5 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-デカフルオロ-2-(1, 1, 2, 2, 2-ペンタフルオロエチル)

ヘキサン酸アンモニウム塩

CAS 1195164-59-0 2, 3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6-デカフルオロ-2-(1, 1, 2, 2, 2-ペンタフルオロエチル)

ヘキサン酸ナトリウム塩

15166-06-0

1882109-81-0

1882109-80-9

13058-06-5

1195164-59-0